

東海地震の
地震防災対策強化地域に係る
地震防災基本計画

新旧対照表

平成23年3月
中央防災会議

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画 新旧対照表 下線部分が修正部分

修正案	現行
<p>東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画</p> <p>昭和54年9月3日 中央防災会議決定 修正 昭和55年3月31日 〃 昭和60年7月5日 〃 昭和62年4月1日 〃 平成2年8月21日 〃 平成8年3月29日 〃 平成11年7月27日 〃 平成12年5月30日 〃 平成15年7月29日 〃 平成19年3月30日 〃 平成23年3月24日</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針 (略)</p> <p>3 警戒宣言前に東海地震に<u>関連する</u>情報が出された場合の対応の基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画</p> <p>昭和54年9月3日 中央防災会議決定 修正 昭和55年3月31日 〃 昭和60年7月5日 〃 昭和62年4月1日 〃 平成2年8月21日 〃 平成8年3月29日 〃 平成11年7月27日 〃 平成12年5月30日 〃 平成15年7月29日 〃 平成19年3月20日</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針 (略)</p> <p>3 警戒宣言前に東海地震に<u>関する</u>情報が出された場合の対応の基本方針</p> <p>(略)</p>

修正案	現行
<p>第1章 警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針 (略)</p> <p>3 警戒宣言前に東海地震に<u>関連する</u>情報が出された場合の対応の基本方針</p> <p>東海地震に<u>関連する</u>情報が出された場合は、防災関係機関は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、防災関係機関は必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。政府においては、東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱防止のための措置を講じるとともに、必要な準備行動をとるものとする。</p> <p>なお、これらの準備行動の実施に当たっては、経済的影響等についても配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 地震防災強化計画の基本となるべき事項 第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 1 地震予知情報等の伝達等</p> <p>(1) 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び<u>東海地震に関連する調査情報(臨時)</u>の内容その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示するものとする。</p>	<p>第1章 警戒宣言が発せられた場合における地震防災に関する基本的方針 (略)</p> <p>3 警戒宣言前に東海地震に<u>関する</u>情報が出された場合の対応の基本方針</p> <p>東海地震に<u>関する</u>情報が出された場合は、防災関係機関は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、防災関係機関は必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。政府においては、東海地震注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱防止のための措置を講じるとともに、必要な準備行動をとるものとする。</p> <p>なお、これらの準備行動の実施に当たっては、経済的影響等についても配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 地震防災強化計画の基本となるべき事項 第1節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 1 地震予知情報等の伝達等</p> <p>(1) 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び<u>東海地震観測情報</u>の内容その他これらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示するものとする。</p>

修正案	現行
<p>(略)</p> <p>2 警戒宣言前の情報に基づく防災対応</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災関係機関は、<u>気象庁が発表する東海地震に関連する調査情報(臨時)</u>は、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 警戒宣言前の情報に基づく防災対応</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災関係機関は、気象庁が発表する<u>東海地震観測情報</u>は、東海地域の観測データの変化やその評価を伝える情報であることから、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u><施行期日></u> <u>この計画のうち、警戒宣言前の情報及び当該情報を踏まえた防災対応に関する事項については、平成16年1月5日から適用するものとし、それまでは従前の計画による。但し、この期日より前に実施可能となった事項については、実施可能となった日から速やかに適用する。</u></p>